

令和 3 年

第 1 回 定例市議会

# 議 案 書

阿 久 根 市

閲覧用

## 付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペー ジ
2	令和 2 年度阿久根市一般会計補正予算（第 9 号）	別 冊
3	令和 2 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別 冊
4	令和 2 年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号）	
5	令和 2 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
6	令和 2 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
7	令和 2 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 2 号）	
8	人権擁護委員の候補者の推薦について	1
9	阿久根市火葬場の指定管理者の指定について	3
1 0	旧国民宿舎及び旧老人福祉センター解体工事請負変更契約の締結について	5
1 1	阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
1 2	阿久根市男女共同参画推進条例の制定について	1 0
1 3	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 8
1 4	阿久根市国民体育大会運営等基金条例の一部を改正する条例の制定について	2 1

1 5	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
1 6	阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
1 7	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	2 8
1 8	令和 3 年度阿久根市一般会計予算	別 冊
1 9	令和 3 年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別 冊
2 0	令和 3 年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
2 1	令和 3 年度阿久根市介護保険特別会計予算	
2 2	令和 3 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
2 3	令和 3 年度阿久根市水道事業会計予算	

議案第 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を，人権擁護委員の候補者に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	川 畑 ゆ か り
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員 川 畑 ゆ か り 氏が令和 3 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので，更に同氏を推薦しようとするものである。

議案第 8 号参考

川 畑 ゆ か り 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第9号

阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

阿久根市火葬場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月26日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
阿久根市葬斎場 佛石の里
- 2 指定管理者に指定する団体  
有限会社 本石材店
- 3 指定する期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

阿久根市火葬場の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第9号参考

### 指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 有限会社 本石材店
- 2 代表者名 代表取締役 本 正 治
- 3 所在地 本 店  
鹿児島県阿久根市鶴見町107番地
- 4 設立年月日 平成14年5月21日
- 5 資本金 3,000,000円
- 6 役員数 3名
- 7 主な事業内容
  - (1) 石材の加工並びに販売
  - (2) 石材, 石材製品の輸入及び販売
  - (3) 葬祭の請負
  - (4) 阿久根市火葬場の火葬業務, 日常の清掃業務
  - (5) 前各号に附帯する一切の業務

## 議案第10号

### 旧国民宿舎及び旧老人福祉センター解体工事請負変更契約の締結について

旧国民宿舎及び旧老人福祉センター解体工事請負変更契約を次のとおり締結する。

令和3年2月26日提出

阿久根市長 西平良将

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的    | 旧国民宿舎及び旧老人福祉センター解体工事                       |
| 2 | 変更前の契約額  | 212,300,000円                               |
| 3 | 変更後の契約額  | 239,027,000円                               |
| 4 | 契約額の変更事由 | アスベスト含有建材の除去工事が追加されたことに伴う契約額の変更            |
| 5 | 契約の相手方   | 阿久根市波留1074番地1<br>株式会社タイセイ工務店<br>代表取締役 大田輝美 |

#### 提案理由

旧国民宿舎及び旧老人福祉センター解体工事の請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。



議案第10号参考

契 約 額 の 比 較 等

1 変更前の額 212,300,000円

2 変更後の額 239,027,000円

3 増 加 額 26,727,000円

4 増加額の内訳

工事費に係る増加額 26,727,000円

5 増加の理由

アスベスト含有建材の除去工事の追加に伴い、請負金額が増額となることから変更契約を締結するものである。

議案第 1 1 号

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員の特殊勤務手当の特例を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年阿久根市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）

3 職員が、次に掲げる作業に従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者が療養している宿泊施設のうち市長が定めるもの又はこれに準ずる区域として市長が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、市長が定めるもの

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）

(2) 前項第2号の作業 1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり

従事した場合にあっては，1,500円)

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 1 2 号

阿久根市男女共同参画推進条例の制定について

阿久根市男女共同参画推進条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市男女共同参画推進条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第15条）

第4章 阿久根市男女共同参画審議会（第16条—第21条）

第5章 雑則（第22条）

#### 附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

阿久根市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画に関する様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会的慣行、配偶者等に対する暴力など解決しなければならない課題が残されている。

これらの課題解決に加え、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、急激な社会情勢の変化に対応し、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現を一層推進していくことが、阿久根市の将来にわたる豊かで活力あるまちづくりのために重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指して、基本理念を定め、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の基本的な施策に関する必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する全ての個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にある又はあった者の間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、性的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別を受けずに個人としての能力を発揮する機会が確保されるこ

と。

- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行などが、性別による固定的な役割分担等を反映し、活動の選択に対して中立ではない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、性別によらず、全ての活動が中立なものになるように配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立 家庭において、家族を構成する全ての人々が相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育や家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてお互いに役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動に参加できるよう配慮すること。
- (5) 教育の場における配慮 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。
- (6) 心身の健康についての配慮 男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮すること。
- (7) 国際的協調 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進について、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び



その他地方公共団体と連携し，協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に努めるとともに，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は，その事業活動を行うに当たり，基本理念にのっとり，男女が共同して参画することができる体制や職場環境の整備をしなければならない。

2 事業者等は，市が実施する男女共同参画社会の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は，男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ，基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（阻害する行為の禁止）

第8条 何人も，職場，地域，学校，家庭その他の社会のあらゆる分野において，直接的であるか間接的であるかを問わず，性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も，社会のあらゆる分野において，セクシュアル・ハラスメント，ドメスティック・バイオレンスその他他者に対して身体的若しくは精神的苦痛を与え，又はそれを助長するような行為をしてはならない。

（公衆に表示する情報の表現への配慮）

第9条 何人も，公衆に表示する情報において，性別による固定的な役割分担意識，セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある性的表現を行わないよう努めなければならない。

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、阿久根市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

#### (市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、必要な広報啓発を行うとともに、教育及び学習機会の充実に努めるものとする。

2 市は、市民等の男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (防災分野における措置)

第13条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

#### (調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

#### (市民等の申出への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての市民、事業者等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、第8条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害す

る行為に関し市民，事業者等の申出があったときは，適切に処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 阿久根市男女共同参画審議会

##### (設置)

第16条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため，阿久根市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### (組織)

第17条 審議会は，委員16名以内をもって組織する。

2 委員は，各種団体から推薦された者，男女共同参画の推進に関し識見を有する者又はその他必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員を委嘱する場合には，男女共同参画推進の観点から，男女のそれぞれの数について配慮するものとする。

##### (委員の任期)

第18条 委員の任期は，2年以内とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

##### (会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は，委員の互選によりこれを定める。

3 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

##### (会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会議の議長となる。

2 会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

##### (庶務)

第 2 1 条 審議会の庶務は，企画調整課において処理する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている基本計画は，第 1 0 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。

(阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年阿久根市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 6 3 号を第 6 4 号とし，第 6 2 号の次に次の 1 号を加える。

(63) 男女共同参画審議会委員	日額 4,600円
------------------	-----------

議案第 1 3 号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

国民健康保険の財政運営の責任主体である鹿児島県から市町村ごとに標準保険税率等が示されたことから、令和 3 年度における保険税率等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分7.3」を「100分の7.6」に改める。

第5条中「29,700円」を「30,000円」に改める。

第6条第1号中「21,000円」を「21,200円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「10,600円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「15,900円」に改める。

第7条中「100分の2.7」を「100分の2.8」に改める。

第10条第1号中「7,200円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「5,475円」に改める。

第13条中「9,200円」を「9,300円」に改める。

第14条中「4,900円」を「5,000円」に改める。

第26条第1号中「20,790円」を「21,000円」に、「14,700円」を「14,840円」に、「7,350円」を「7,420円」に、「11,025円」を「11,130円」に、「5,040円」を「5,110円」に、「2,520円」を「2,555円」に、「3,780円」を「3,833円」に、「6,440円」を「6,510円」に、「3,430円」を「3,500円」に改め、同条第2号中「14,850円」を「15,000円」に、「10,500円」を「10,600円」に、「5,250円」を「5,300円」に、「7,875円」を「7,950円」に、「3,600円」を「3,650円」に、「1,800円」を「1,825円」に、「2,700円」を「2,738円」に、「4,600円」を「4,650円」に、「2,450円」を「2,500円」に改め、同条第3号中「5,940円」を「6,000円」に、「4,200円」を「4,240円」に、「2,100円」を「2,120円」に、「3,150円」を「3,180円」に、「1,440円」を「1,460円」

に、「720円」を「730円」に、「1,080円」を「1,095円」  
に、「1,840円」を「1,860円」に、「980円」を「1,000円」  
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、  
令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2  
年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 4 号

阿久根市国民体育大会運営等基金条例の一部を改正する条例の  
制定について

阿久根市国民体育大会運営等基金条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

令和 2 年に鹿児島県において開催予定であった国民体育大会が、令  
和 5 年に延期され、特別国民体育大会として開催されることが決定し  
たため、条例の一部を改正しようとするものである。



(別紙)

阿久根市国民体育大会運営等基金条例の一部を改正する条例

阿久根市国民体育大会運営等基金条例（平成29年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第75回国民体育大会」を「特別国民体育大会」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 15 号

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

### 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が令和 3 年 2 月に改正されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定方法について、関係法令の改正内容と同様に条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険条例（昭和35年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年2月26日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

介護保険第1号被保険者の保険料率を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例

阿久根市介護保険条例（平成12年阿久根市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「37,200円」に改め、同項第2号及び第3号中「54,000円」を「55,800円」に改め、同項第4号中「64,800円」を「66,960円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「74,400円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「89,280円」に改め、同項第7号中「93,600円」を「96,720円」に改め、同項第8号中「108,000円」を「111,600円」に改め、同項第9号中「122,400円」を「126,480円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「21,600円」を「22,320円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「36,000円」を「37,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「50,400円」を「52,080円」に改める。

第5条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項に規定する合計所得金額の算定に当たっては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。

## 附 則

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市介護保険条例第 2 条の規定は，令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し，令和 2 年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

議案第 17 号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同項を12の項とし、14の項から19の項までを1項ずつ繰り上げ、20の項戸数の欄中「3」を「2」に改め、同項を19の項とし、21の項を20の項とし、22の項戸数の欄中「6」を「4」に改め、同項を21の項とし、23の項から29の項までを1項ずつ繰り上げ、30の項戸数の欄中「5」を「4」に改め、同項を29の項とし、31の項から38の項までを1項ずつ繰り上げ、39の項を削り、40の項戸数の欄中「4」を「3」に改め、同項を38の項とし、41の項を39の項とし、42の項戸数の欄中「3」を「2」に改め、同項を40の項とし、43の項から57の項までを2項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。